

[事案 2022-178] 転換契約無効請求

・令和5年7月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年6月に組立型保険に転換したが、転換前契約の死亡保障額が200万円であり、本契約も同額であると募集人2名に説明された。しかし、実際は20万円であったことから、転換を無効にして、既払込保険料全額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 加入手続において、募集人の不適正な取扱いは確認されていない。申立人の意向を把握した上で、死亡保障を減額した内容を説明し納得してもらった。携帯端末で契約概要、注意喚起情報を表示して説明し、自署してもらっている。
- (2) 介護保障についても申立人に説明し納得してもらい、申込手続前に、家族登録制度に登録してもらった。実妹に架電して、同様に説明し納得してもらった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換当時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。